

## 第7回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する 検討プロジェクト会議 概要版

日時：H30.2.26(月)16:42 - 16:53

場所：議事堂 6 F 601特別委員会室

出席者：議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議委員  
(9名)

三谷委員欠席

事務局 稲垣企画法務課長、長崎法務監、服部班長

資料：第7回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議  
事項書

**資料1** 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討結果報告(案)

**参考** 三重県議会基本条例

### < 議事概要 >

委員：ただ今から、第7回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議を開催する。前回(2月19日)の会議で了承いただいたとおり、このプロジェクト会議の検討結果報告案を資料1のとおり正副座長において作成したので、まずは事務局から説明させる。

事務局：それでは、私の方から資料1に基づいて結果報告案の説明をさせていただきます。資料1 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討結果報告案である。1ページをご覧ください。まず検討の経緯である。本プロジェクト会議は、平成29年6月に開催された代表者会議において、議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討を議会改革推進会議に依頼することが決定されたことを受け、同年9月の議会改革推進会議役員会の決定によって、設置されたものである。

回、これはまた数字の方をいれさせていただく、に及ぶ検討の結果、近年の災害等の大規模化等を踏まえ、「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する基本的な規定を議会基本条例に盛り込むこと、また、議会改革度の向上等も視野に入れ、現行の議会基本条例の活用等を検討していくことで全ての委員の意見が一致した。以下にその検討結果の詳細を記述する。2ページをご覧ください。検討結果 1. 議会基本条例に「大規模な災害その他の緊急事態への対応」に関する基本的な規定を新設。(1)条文案。大規模な災害その他の緊急事態への

対応。第7条の2 議会は、大規模な災害その他の緊急事態の発生に際し、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。第2項 議会は、前項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化その他の措置を講ずるよう努めるものとする。(2) 条文案の趣旨等である。本条文案は、緊急事態が発生した際の議会の基本的な対応等に関する規定であり、議会運営に関わるものであることから、現行条例の第3章「議会運営の原則等」の最後に、第7条の2として新設するものとする。第1項においては、大規模な災害その他の緊急事態が発生した際の議会の基本的な対応に関し規定している。緊急事態の発生時において、議会は、応急対策や復旧等に係る議案の審議・議決を迅速かつ的確に行うなど、議事機関としての本来的な機能を果たすほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うことにより、早期の災害対応等の実施に資するものとする。議会の役割を踏まえた必要な対応とは、具体的には、

- ・ 県災害対策本部等からの情報収集や地域の実情を踏まえた県民ニーズの把握と集約
- ・ それらの情報等を踏まえた県災害対策本部等への提言や国への要請の実施
- ・ 議会のネットワークを生かした他の都道府県議会等との連携・協力体制の構築

などの対応を図ることが想定される。3ページをご覧ください。第2項においては、第1項の対応を迅速かつ的確に行うために必要な体制の充実強化等を講ずるよう努める旨を規定している。第1項の対応を迅速かつ的確に行うためには、緊急事態の発生時においても、議会の機能を維持し、議会活動が早期に実施・再開できる体制や議会と県災害対策本部等との連絡・調整関係について整理しておくことが重要である。具体的には、

- ・ 議会としての当面の対応に関し協議・調整を行うための組織の在り方に関する検討
- ・ 発災時における議会(議員・事務局職員)の対応マニュアル等の見直し
- ・ 平時における訓練の実施

などが想定される。「大規模な災害その他の緊急事態」とは、地震・津波・風水害等の自然災害のほか、大規模な事故や他国からの武力攻撃など、県民の生命・財産を脅かすおそれのある緊急の事態を指

す。「議会の役割」とは、議会基本条例第2条の基本理念及び第3条の基本方針並びにそれらを踏まえ各条に規定される事項を指す。

(3) その他 条例には議会の役割や使命を記述するに留め、具体的な運用等は今後別途検討の場を設け議論するものとする。4ページをご覧ください。

2. 現行の議会基本条例の活用等の検討 現行の議会基本条例の活用等を検討していくにあたり、対象となった条文、主な意見、検討の方向性は、それぞれ以下のとおりである。なお、条文の読み上げは省略させていただき、主な意見と検討の方向性のみを読み上げさせていただきます。まず、第6条の2の議員の定数及び選挙区について、

(1) 主な意見

- ・議員の定数及び選挙区の見直しに当たっては、第三者機関を利用することを検討してはどうか。
- ・議員定数及び選挙区の考え方について、整理すべきではないか。

(2) 検討の方向性

- ・必要に応じて附属機関等の設置も検討する。

次に第12条から第14条の附属機関の設置、調査機関の設置、検討会等の設置について、

(1) 主な意見

- ・各機関について、必要に応じて積極的に活用していくべきではないか。

(2) 検討の方向性

- ・各機関の積極的活用について、代表者会議等を通じて、各会派及び各議員に周知を図る。

5ページをご覧ください。第15条の議員間討議について、

(1) 主な意見

- ・議員間討議について、必要に応じて積極的に活用していくべきではないか。

(2) 検討の方向性

- ・議員間討議の活用について、委員長会議等を通じて各委員長等に周知を図る。

第17条の政務活動費について、

(1) 主な意見

- ・政務活動費について、考え方を整理する必要があるのではないか。

(2) 検討の方向性

- ・政務活動費に関しては、引き続き代表者会議等で検討を続ける。

6ページをご覧ください。第18条の県民の議会への参画の確保、第20条の委員会等の公開について、

(1) 主な意見

- ・ 請願者の意見陳述の機会の確保について検討してはどうか。

(2) 検討の方向性

- ・ 請願者の意見陳述の機会の確保に留意した上で、参考人招致等の制度を適切に活用するよう、委員長会議等を通じて各委員長等に周知を図る。

第19条広聴広報機能の充実について、

(1) 主な意見

- ・ 議会だよりの発行の仕方やデータ放送に関して検討をしてはどうか。

(2) 検討の方向性

- ・ 具体的な検討の方向性については、広聴広報会議での議論に委ねる。次に7ページからが参考資料である。8ページについては説明を省略させていただくが、他県の議会基本条例における「大規模災害等への対応」に関する規定を載せている。9ページはこれまでの検討経過を掲載している。10ページをご覧ください。10ページについては、このプロジェクト会議の設置の規定である。最後に11ページにこの検討プロジェクト会議の名簿ということで整理している。以上報告案の説明である。

委員：それではただいまの説明について、ご質問やご意見等はあるか。よろしいか。意見が無いようなので、そのようにさせていただく。それでは、只今説明のあった検討結果報告(案)を本プロジェクト会議の最終報告とし、議会改革推進会議役員会へ報告することといたしたいと存じますが、よろしいか。

(「はい」の声)

委員：それでは、そのようにする。なお、字句修正等軽微な修正は、正副座長にご一任いただきたいと存じる。本日予定しておりました議題は以上ですが、ほかに何かあるか。特になければ、次回のプロジェクト会議の日程については、議会改革推進会議役員会等での協議結果を踏まえ、正副座長で協議のうえ、改めてご連絡させていただく。本日の会議はこれで終了する。